平成２６年（フ）第４号
北海道北見市常盤町５丁目19番地３　第２竹中マンション２－２号
破産者　笹原　久美（旧姓佐藤・鈴木）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５号
北海道北見市川東56番地105
破産者　西野　　恵（旧姓日下）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
秋田市高陽青柳町10番29号　サンライズ高陽202号
破産者　柴田　良治
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８号
秋田市牛島西４丁目29番３―108号、住民票上の住所秋田市新屋前野町23番４号
破産者　進藤　龍二
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９３号
神奈川県大和市西鶴間４丁目８番32号
破産者　渡辺　哲也
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９９号
神奈川県藤沢市石川４丁目38番地の10　ブリーズ湘南Ａ202、申立時の住所神奈川県藤沢市石川６丁目23番地の57
破産者　坂本　泰澄
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３００号
神奈川県藤沢市石川４丁目38番地の10　ブリーズ湘南Ａ202、申立時の住所神奈川県藤沢市石川６丁目23番地の57
破産者　坂本くみ子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
横浜市港南区下永谷３丁目51番８号
破産者　立石　昌樹
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８番６―504号
破産者　水内　博実
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６５号
金沢市元菊町16番33号　パークプラザ元菊305号、従前の住所金沢市此花町８番15号
破産者　大海　勝彦
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
長野県大町市平2780番地２
破産者　太田　順子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６７５号
静岡市葵区北安東４丁目28番３号　チサンマンション207号
破産者　山根　京一
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２３号
京都市右京区西院清水町65番地１　ウエストバニャン203
破産者　大原　哲司
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
香川県香川郡直島町4558番地13
破産者　濵本裕次郎
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１１号
香川県高松市木太町2856番地７
破産者　木岡　正興
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０１号
熊本市南区城南町宮地1291番地１シアトルヒルズ１号棟、開始決定時の住所福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地15エバーライフ新栄町駅前弐番館305号
破産者　執行　　敬
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２９号
福岡県八女市蒲原1984番地２セントサー輝401号、開始決定時の住所福岡県八女市高塚498番地５
破産者　木下　政照
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第６９号
福岡県京都郡苅田町小波瀬１丁目１番地26　レオパレス小波瀬206号
破産者　柿野亜由美
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
福岡県田川郡糸田町1652番地（住民票上の住所）
破産者　田中千絵美
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部